第35期第２回　横浜市児童福祉審議会［放課後部会］

日時：令和８年７月８日（水）
19時15分～20時00分
場所：市庁舎18階　みなと６・７会議室

議事次第

１　開会

２　議事
報告事項
（1）指導監督基準の改訂について
（2）令和７年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について
（3）虐待案件の件数等について

３　閉会

〔資料〕
資料１　横浜市児童福祉審議会放課後部会　委員名簿
資料２　横浜市児童福祉審議会放課後部会　事務局名簿
資料３　横浜市児童福祉審議会条例
資料４　横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料５　指導監督基準の改定について
資料６　横浜市放課後児童健全育事業の指導監督基準（案）
資料７　令和７年度　放課後児童健全育成事業　監査結果報告書
資料８　監査結果報告
資料９　保育所等における虐待担当部会の概要
資料10　虐待案件の件数等について

資料1

横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿

◎:部会長　○:職務代理者
【敬称略・50音順】

	所　属　・　役　職　等	委　　員	備　考
1	文教大学人間科学部　教授	○　青山（あおやま）　鉄兵（てっぺい）	
2	千葉大学　名誉教授 千葉敬愛短期大学　名誉教授	◎　明石（あかし）　要一（よういち）	
3	文教大学人間科学部　教授	金藤（かねふじ）　ふゆ子（こ）	臨時委員
4	国士舘大学文学部教育学科 教授	鈴木（すずき）　裕子（ゆうこ）	臨時委員
5	横浜市民生委員児童委員協議会 緑区主任児童委員連絡会代表	髙林（たかばやし）　綾子（あやこ）	
6	横浜市青少年指導員連絡協議会　会長	辺見（へんみ）　伸一（しんいち）	
7	横浜市小学校長会　副会長	松瀬（まつせ）　歩（あゆむ）	臨時委員
8	横浜市ＰＴＡ連絡協議会　副会長	松林（まつばやし）　美津子（みつこ）	臨時委員
9	横浜市子ども会連絡協議会　会長	松本（まつもと）　豊（ゆたか）	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会　副会長	宮永（みやなが）　千恵子（ちえこ）	臨時委員

※任期は令和8年10月31日まで

資料２

横浜市児童福祉審議会　放課後部会　事務局名簿

こども青少年局

区 分	所　　属	氏　　名
	青少年部長	白　石　亜　紀　子
	放課後児童育成課長	河　　原　　大
	放課後児童育成課担当係長	井　　上　　響
	放課後児童育成課担当係長	江　　場　　貴　　之
	放課後児童育成課担当係長	平　　野　　聡　　一
	放課後児童育成課担当係長	岡　　部　　裕　　希

資料３

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日
条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条　この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条　審議会の会議は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3　審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条　審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附　則（平成17年12月条例第117号）抄

（施行期日）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行）

資料４

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和８年３月 12 日 こ企第 587 号（局長決裁）

（総則）

第１条　横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年３月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年２月横浜市条例第５号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第２条　審議会は、委員 25 人以内で組織する。

２　審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各１人を置く。

（臨時委員）

第３条　特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

２　臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

３　臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第４条　審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項について報告、もしくは調査審議する。

部会の名称	調　査　審　議　事　項
里親部会	１　里親の認定及び取消に関すること（第８項第１号関係） ２　その他、里親等に関すること
保育部会	１　家庭的保育事業等の認可に関すること（第８項第５号関係） ２　保育所の設置認可に関すること（第８項第６号関係） ３　家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第８項第７号関係） ４　その他、保育に関すること（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	１　児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第８項第９号関係） ２　児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第８項第２号関係） ３　児童虐待の調査審議に関すること（第８項第 13 号関係） ４　児童養護施設等における虐待の報告に関すること（第８項第 14 号関係） ５　児童相談所一時保護所の外部評価に関すること（第８項第 16 号関係） ６　その他、児童の処遇に関すること

部会の名称	調　査　審　議　事　項
障害児部会	1　障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第８項第８号関係） 2　その他、障害児の福祉に関すること
放課後部会	1　放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること 2　放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること（第８項第 10 号関係） 3　その他、放課後児童健全育成事業に関すること
特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第８項第 11 号関係）
保育所等における虐待担当部会	1　保育所等における虐待に係る報告に関すること（第８項第 12 号関係） 2　その他、保育所等における事例で、必要とされる検証に関すること
児童虐待による重篤事例等検証部会	児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（第８項第 15 号関係）
専門部会	上記以外で、児童福祉法第８条第１項に定められた調査審議事項等（第８項第３号及び第４号関係）

2　部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。

3　部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。

4　部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各１人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。

5　部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

6　部会は、必要に応じ部会長が招集する。

7　部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第４条の規定を適用する。

8　部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。

(1) 児童福祉法施行令第 29 条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和 61 年６月制定）第９条第１項及び第 10 条第２項に規定する事項

(2) 児童福祉法第 27 条第６項及び同施行令第 32 条第１項に規定する事項

(3) 児童福祉法第８条第９項に規定する事項

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年７月政令第 224 号）第 13 条に規定する事項

(5) 家庭的保育事業等の認可に関すること（児童福祉法第 34 条の 15 第４項関係）

(6) 保育所の設置認可に関すること（児童福祉法第 35 条第６項関係）

(7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第８条第２項関係）

(8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第８条第２項関係）
(9) 児童福祉施設（第４条第８項第７号、第８号に規定するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第８条第２項関係）
(10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年９月横浜市条例第 49 号）第４条第１項に規定する事項
(11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関すること
(12) 保育所等における虐待の報告に関すること
(13) 児童虐待の調査に関すること
(14) 児童養護施設等における虐待の報告に関すること
(15) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第４条第５項関係）
(16) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

９　正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10　部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第５条　委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

２　第１項の規定は、第４条第８項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第６条　横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年２月横浜市条例第１号）第 31 条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第 31 条第１項第２号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年６月制定）第４条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第７条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会、障害児部会及び児童虐待による重篤事例等検証部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会、保育所等における虐待担当部会及び特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、昭和 56 年７月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月１日制定）は廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年７月１日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年４月１日より適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成８年 11 月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 10 年 11 月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 12 年７月 11 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 17 年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月１日より適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 24 年４月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年４月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年１月 28 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年３月 12 日から施行する。

CITY OF YOKOHAMA

【資料５】

横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準の改訂について

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

1.監査について

	監査
目的	「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守した適正な運営がされているか否かを確認する
根拠法令	児童福祉法第34条の8の3
対象事業所	全ての放課後児童健全育成事業所
自己検査	毎年
立入調査	原則　3年に1回

2.監査の流れ

自己検査（毎年）

↓

各区こども家庭支援課

↓

立入調査（3年に1回）

・立入調査対象事業所には、横浜市職員が立入調査を行います。

↓

＜改善を要する場合＞

指導

《比較的軽微な事項》
口頭指導

《口頭指導以外の事項》
文書指導
↓
改善勧告
↓
行政処分（改善命令、事業制限又は事業停止命令）

3.監査基準や項目について

監査チェックシートに基づき、
自己点検（クラブ）並びに
立ち入り調査（区）を実施

監査チェックシート

児童福祉審議会
放課後部会の
意見を踏まえ策定

横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準
（基準条例の遵守にあたっての具体的な留意事項を定めたもの）

放課後児童クラブ運営指針

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

４.指導監督基準について

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準

（1）趣旨

基準条例の遵守にあたっての具体的な留意事項を定めたもの

（「放課後児童クラブ運営指針（平成27年３月雇児発0331号第34号）」に定められている内容を踏まえた基準としています。）

（2）主な内容（目次）

第１　開所時間及び開所日
第２　放課後児童支援員等の数及び資格
第３　放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積
第４　非常災害に対する措置
第５　安全計画の策定と措置
第６　業務継続の策定と措置
第７　育成支援
第８　おやつ等の提供
第９　健康管理・安全確保
第10　利用者への情報提供
第11　要望及び苦情への対応
第12　備える帳簿

４.指導監督基準の改訂について

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

（1）改訂理由
　令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知により、放課後児童クラブ運営指針が改正されたため、改正に合わせて、指導監督基準も改訂します。

（2）改訂内容
　同基準の改訂にあたり、運営指針の改正内容のうち、「こども基本法」の理念に基づき新たに追記された事項に着目し、指導監督基準を改訂します。

【こども基本法の理念】
・こどもがこども自身の権利を理解できるような環境や機会の提供
・こどもの意見に耳を傾け、権利を尊重する。

4.指導監督基準の改訂について

（3）改訂箇所

第７　育成支援の序文に下記文言を追記

新旧対照表

新	旧
第７ 育成支援 　放課後児童健全育成事業所の運営主体及び放課後児童健全育成事業所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和４年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進するように努めること。 (1) 育成支援の内容	第７ 育成支援 (1) 育成支援の内容

5.監査チェックシートへの反映

指導監督基準の改訂に伴い、同基準をより具体化し、監査実施時の確認項目として使用するチェックシートも項目を追加します。

	確認項目 ※カッコ（）内は根拠	自己検査項目 （確認した事実、根拠書類、補足等）
(3)	こどもが遊びや生活の中で、自身の権利を理解できるような環境や機会を設けており、こどもの意見に耳を傾け、権利を侵害されないよう対応している。 〔運営指針　第３章　１〕	※こどもが自身の権利を理解できるような環境や機会の取組やこどもの意見をどのように聞いているか記載し、適合しているかを判定します。 クラブでの取組状況を記載 （立入調査対象クラブは区からの聞き取り）

資料６

横浜市放課後児童健全育事業の指導監督基準

－目次－

第１　開所時間及び開所日
第２ 放課後児童支援員等の数及び資格
　１ 放課後児童健全育成事業
　２ 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合
第３ 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積
　１ 構造設備
　２ 面積
第４ 非常災害に対する措置
第５ 安全計画の策定と措置
第６ 業務継続の策定と措置
第７ 育成支援
第８　おやつ等の提供
第９ 健康管理・衛生管理・安全確保
第10 利用者への情報提供
第11 要望及び苦情への対応
第12 備える帳簿

第１　開所時間及び開所日

(1) 事業所の開所時間及び開所日については、児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、設定すること。

○ 開所時間については、小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）は１日につき８時間以上、小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）は１日につき３時間以上の開所を原則とする。

○ 開所する日数については、１年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、設定する。

第２　放課後児童支援員等の数及び資格

１　放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を２人以上配置すること。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

○ 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、おおむね 40 人以下とする。

○一の支援の単位を構成する「児童の数」は、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数（登録時の利用希望日数を基に算出）を加えた数であること。

○利用希望が週のうち特定の曜日に集中し定員を著しく上回る状況が恒常的に続く場合は、当該曜日において児童の処遇が大きく低下することが考えられるため、他の職員を追加配置するなど安全面への配慮が求められること。

(2) 放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して１年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。）とする。

(3) 放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）は、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないこと。

ただし、利用者が 20 人未満の事業所については、最低 1 人の放課後児童支援員が専任であって、その 1 人を除く放課後児童支援員等が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる場合は、この限りでない。

２ 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合

(1) 放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることはできない。ただし、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、両事業において放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の実施に適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことは妨げない。

第３ 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

１　構造設備

(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた「専用区画」があること。

○ 「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものであること。専用区画には、事務室、便所等は含まないこと。なお、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

(2) 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(3) 専用の区画を設けるほか、児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えていること。

(4) 専用区画及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供していること。

(5) 採光及び換気が確保されていること。また、衛生及び安全が確保されていること。

２　面積

(1) 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 ㎡以上であること。

○「児童 1 人につきおおむね 1.65 ㎡以上」は、専用区画の面積を「児童の数」で割った値をいうこと。なお、「児童の数」の考え方は、一の支援の単位を構成する「児童の数」と同義であること。

第４　非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

○ 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

○ 各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくこと。
○ 災害等が発生した際の対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。
○ 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年２回以上実施すること。

第５　安全計画の策定と措置

(1)利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を定めること

○設備の安全点検の実施に関すること、事業所内外での活動、取組等について安全確保ができるために行う指導に関すること、職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであること。

(2)放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。

○職員に対する研修及び訓練は、年１回以上実施すること。

(3)放課後児童健全育成事業者は、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

○利用児童の安全の確保に関して、取組内容等を周知し、保護者との連携を図ること。

(4)放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うこと。

○安全計画に基づいた実施内容の評価は年１回以上行い、計画の改善を図ること。

第６　業務継続計画の策定と措置

放課後児童健全育成事業者は、事業者ごとに、感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めること。

○　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。

○　災害時の非常時を前提として業務を継続するために必要な業務を明確にしていること。必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続することを想定していること。

第７　育成支援

放課後児童健全育成事業所の運営主体及び放課後児童健全育成事業所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和４年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進するように努めること。

(1) 育成支援の内容

ア 子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を工夫すること。

［おおむね６歳～８歳の子どもへの配慮］

・幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

・放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。

・子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

［おおむね９歳～10 歳の子どもへの配慮］

・「9、10 歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的変化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。

・同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

［おおむね 11 歳～12 歳の子どもへの配慮］

・大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。

・ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。

・思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

イ 子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行うこと。

〇遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童健全育成事業所の中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

ウ 障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。

⑴ 障害のある子どもの受け入れの考え方

○ 障害のある子どもの受入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。

○ 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように努めること。

⑵ 障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点

○ 障害のある子どもが、放課後児童健全育成事業所の中で、子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行うこと。

○ 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童健全育成事業の状況や育成支援の内容を記録すること。

○ 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解すること。

○ 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくること。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮すること。

○ 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫すること。

○ 障害児虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づき、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念に基づき、障害を理由として障害のない子どもと不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある子どもの権利利益を侵害してはならない。

エ 児童の発達や養育環境の状況等を把握し、児童が発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行うこと。

⑴ 児童虐待への対応

○ 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者と協議の上で、各区こども家庭支援課又は児童相談所に速やかに通告し、連携して放課後児童健全育成事業として適切な対応を図らなければならない。

⑵ 特別の支援を必要とする子どもへの対応

○ 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援

が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、各区こども家庭支援課や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○ 放課後児童健全育成事業所での生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、各区こども家庭支援課、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 対応に当たっての留意事項

○ (1)(2)の対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

(2) 放課後児童支援員等の役割

※この項目における「運営指針」とは、「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年3月雇児発 0331 第 34 号）」をいう。この指針は、放課後児童健全育成事業の運営について、全国的な一定水準の質を確保するために国が定めたものである。

ア 児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行うこと。

イ 保護者との連携

○ 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。

ウ 運営指針を理解する機会を設ける等、放課後児童支援員等の人間性及び専門性の向上に努めること。

○ 運営指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、放課後児童支援員等の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

○ 都道府県等が実施している放課後児童支援員等の資質の向上のための研修等への参加が望ましい。

エ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

オ 児童の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、児童相談所や関係機関と連携する等の体制をとること。

○虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

・社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。

○ 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要であること。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用すること。

イ 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合など、速やかに連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が容易に分かるようにしておくこと。

(4) 事故発生時の対応

利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、必要な措置を講ずること。

○「必要な措置」について
・事故やケガが発生した場合に、適切な処置を行うとともに、児童の状況等について、保護者に連絡し、運営主体及び各区こども家庭支援課に報告すること。
・賠償すべき事故が発生した場合に備えて、必ず損害賠償保険や傷害保険等に加入しておくこと。
○事故報告について
・活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故報告書を提出すること。
・生命に係わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報の紛失、交通事故、緊急災害等の場合は、事故報告書によらず速やかに連絡し、別途事故報告書を提出すること。
・死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故は、事故報告書によらず速やかに連絡し、事故報告書については第１報を事故発生当日、第２報は原則１か月以内程度に行う。また、状況の変化等を必要に応じて追加報告を行うこと。

(5) 学校との連携

利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たること。

○　小学校等における利用者の状況と事業者における利用者の状況について、情報交換や情報共有を定期的に行うことが望ましい。

(6) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果の公表に努めること。

第８　おやつ等の提供

(1) 栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供すること。昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫すること。

(2) 食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。

○　おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにすること。

第９　健康管理・衛生管理・安全確保

(1)　子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。また、保護者とその状況を共有する。

○子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応すること。
○子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握すること。
○遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとること。

(2) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施すること。

イ おやつ等の提供に携わっている職員には、おおむね月 1 回検便を実施すること。

○　職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている。

(3) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

○　体温計、水まくら、~~消毒薬~~、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(4)感染症及び食中毒の予防及びまん延防止

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、日常の衛生管理に努めるとともに、職員に対し研修及び訓練の実施に努めること。

○感染症の予防として、手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努めるとともに、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止にも努めること。
○歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や放課後児童支援員等の間で共有せず、一人一人のものを準備すること。
○土曜日や学校長期休業日等で、弁当を持参する場合、保管場所など衛生管理に配慮すること。
○感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐように努めること。
○食中毒の発生の疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講じ、拡大を防ぐよう努めること

(5)安全確保

日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと。

○　職員の配置に気を配り、死角を作らないようにすること。

(6) 自動車を運行する場合の所在の確認

放課後児童健全育成事業者は、利用児童の事業所内外での活動、取組等のため自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用者の所在を確認すること。

○　安全運行マニュアル等の策定に努め、日々確実に所在の確認を行うこと。
○　チェックシート等を作成し、日々の確認状況を記録するように努めること。

第10 利用者への情報提供

提供するサービス内容は、運営規程に定めた上で、利用者へ周知しなければならないこと。

○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
(1)　事業の目的及び運営の方針
(2)　職員の職種、員数及び職務の内容
(3)　開所している日及び時間
(4)　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
(5)　利用定員
(6)　通常の事業の実施地域
(7)　事業の利用に当たっての留意事項
(8)　緊急時等における対応方法
(9)　非常災害対策
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
(11) その他事業の運営に関する重要事項

第11　要望及び苦情への対応

(1) 児童や保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずること。

○　「必要な措置」とは
- ・要望及び苦情受付の窓口を決めること。
- ・事業所内における要望及び苦情解決のための手続を明確化すること。
- ・受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること。
- ・第三者窓口※を案内するように努めること。

※かながわ福祉サービス運営適正化委員会、各区こども家庭支援課等

(2) 要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めること。

第 12　備える帳簿

職員、財産、収支及び利用している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

○　職員に関する帳簿等
- ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写)、採用年月日等

○　財産に関する帳簿等
- ・活動場所に関する固定資産や備品台帳等

○　収支に関する帳簿等
- ・利用料等の徴収、管理及び執行について、適正な会計管理が行われている記録等

○　運営に関わる業務の記録等
- ・業務の実施状況に関する日誌等

○　利用している児童の状況を明らかにする帳簿等
- ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

○労働基準法等の他法令においても、事業所ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、放課後児童健全育成所も事業場に該当することから、施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

（例）
- ・労働者名簿（労働基準法第 107 条）
- ・賃金台帳（労働基準法第 108 条）
- ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）

CITY OF YOKOHAMA

【資料７】

令和７年度
横浜市放課後児童健全育成事業
監査結果報告書

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

1．監査の概要

	監査
目的	「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守した適正な運営がされているか否かを確認する
根拠法令	児童福祉法第34条の8の3
対象事業所	全ての放課後児童健全育成事業所
実施期間	令和7年9月～令和8年1月
自己検査	毎年
立入調査	原則　3年に1回

2. 監査の流れ

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

自己検査（毎年）

報告徴収

各区こども家庭支援課

立入調査（3年に1回）

・立入調査対象事業所には、横浜市職員が立入調査を行います。

＜改善を要する場合＞

指導

《比較的軽微な事項》
口頭指導

《口頭指導以外の事項》
文書指導
改善勧告

行政処分（改善命令、事業制限又は事業停止命令）

3.重点項目について

番号	項　　目
2(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を２人以上（内、１人を除き補助員でも可）配置している。
4(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。
4(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。
5(1)	利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。
6(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。
7(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。
7(8)	虐待等、不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。
8(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。
9(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。
9(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。
9(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。

３．令和７年度監査結果報告

3（1）対象事業所

種類	全事業所数	自己検査対象事業所数	立入調査対象事業所数
放課後 キッズクラブ	337か所	337か所	116か所
放課後 児童クラブ	227か所	227か所	85か所
その他 届出事業所	6か所	6か所	3か所
合計	570か所	570か所	204か所

３（２）自己検査の結果①　令和７年度の結果

種類	自己検査 対象事業所数	1事業所あたりの 不適合件数
放課後キッズクラブ	337か所	0.7件
放課後児童クラブ	227か所	1.2件
その他届出事業所	6か所	2.8件
全　　体	570か所	0.9件

３（２）自己検査の結果②　直近３年の推移

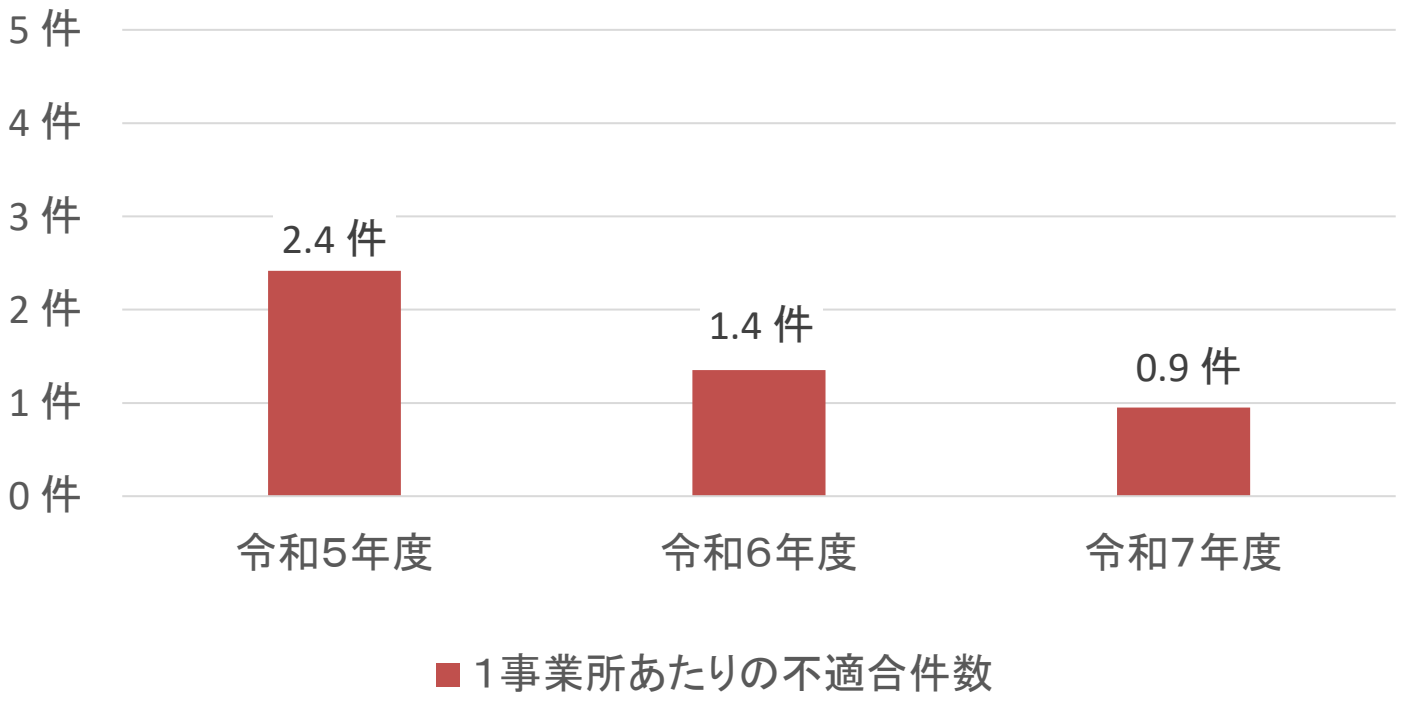

３（３）立入調査の結果①　令和７年度の結果

種類	立入調査 対象事業所数	1事業所あたり 改善指導件数	うち、文書指導件数
放課後 キッズクラブ	116か所	1.6件	0.5件
放課後 児童クラブ	85か所	2.9件	0.8件
その他 届出事業所	3か所	5.3件	1.7件
全　体	204か所	2.2件	0.7件

３（３）立入調査結果②　直近３年の推移

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

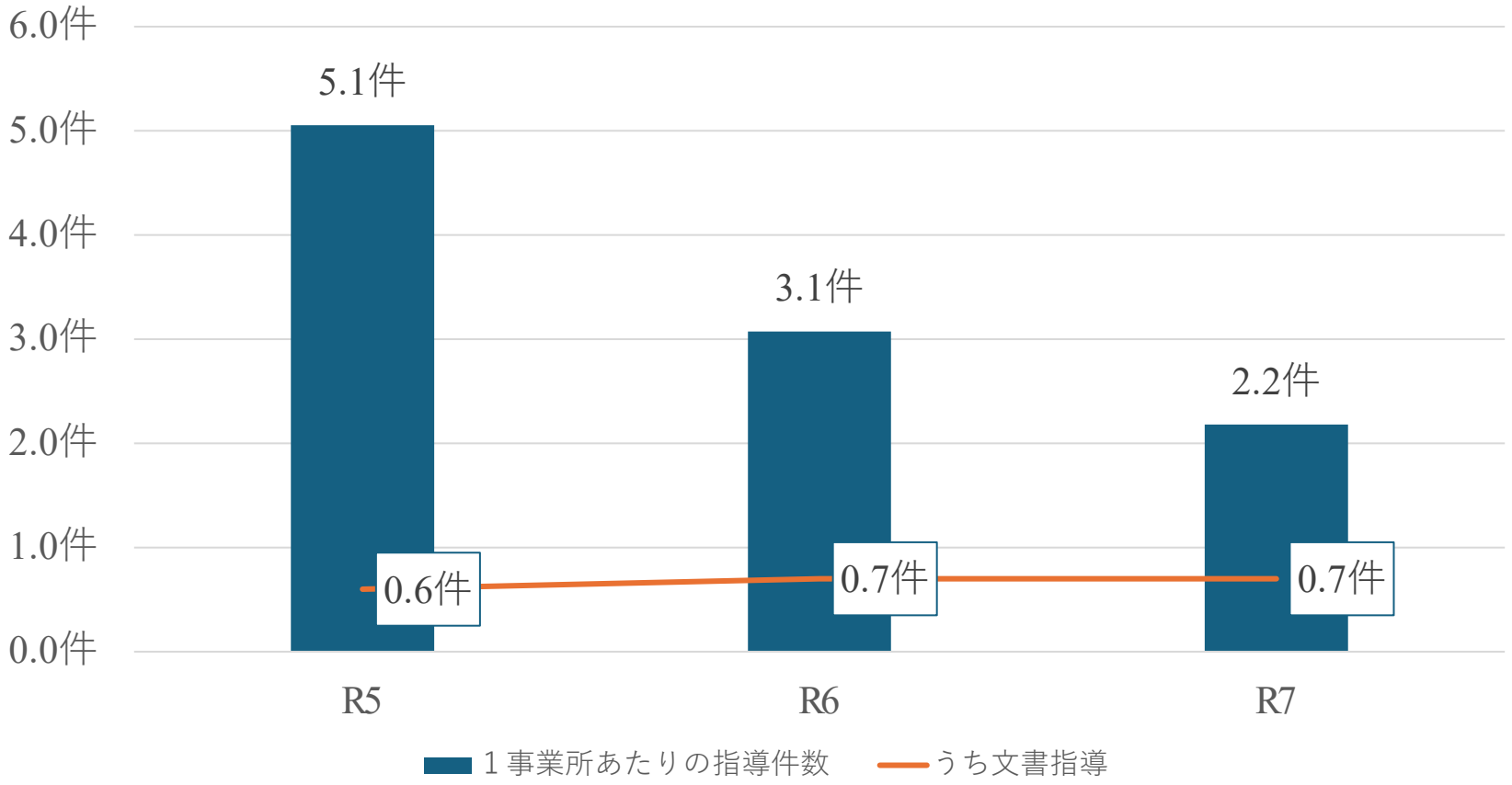

３（４）総評（重点項目について①）

・重点項目とした各項目の自己検査および立入調査における不適合件数は、全体としては、１事業所あたり１件以下となっており、児童の安全・安心に関わる項目を意識した運営がなされている。

＜事業所1か所あたりの不適合件数及び指導件数＞

種　別	自己検査	立入調査
放課後キッズクラブ	0.2件	0.7件
放課後児童クラブ	0.3件	0.9件
その他届出のみ事業所	0.7件	1.3件
全　体	0.3件	0.8件

3（4）総評（重点項目について②）

・「職員の配置基準」、「業務継続計画の策定」、「事故やケガの防止のための安全点検」に関する項目は、立入調査での指摘割合が比較的大きくなっており、自己検査での不適合の割合との乖離が大きくなっている。

項　目		自己検査				立入調査			
		キッズクラブ	児童クラブ	届出事業所	全体	キッズクラブ	児童クラブ	届出事業所	全体
2(2)	開所している時間帯を通じて支援の単位ごとに適切な職員配置をしている。	5.0%	0.4%	16.7%	**3.3%**	19.0%	18.8%	33.3%	**19.1%**
6(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	4.2%	5.7%	0.0%	**4.7%**	11.2%	17.6%	0.0%	**13.7%**
9(10)	事故やケガを防止するために室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	4.5%	6.6%	0.0%	**5.3%**	11.2%	23.5%	66.7%	**17.2%**

３（４）総評（重点項目以外について）

・重点項目以外で指摘の割合が多かったのは、職員の健康診断に関する項目。令和６年から減少しているが、引き続き高い割合となっている。
・指摘の多くは、非常勤職員のＸ線検査が未受診であることによるもの。

種　別	立入調査において指摘した割合	
	令和6年度	令和7年度
キッズクラブ	21.3%	10.3%
児童クラブ	30.1%	34.1%
届出のみ事業所	50.0%	33.3%
全　体	25.6%	20.6%

３（４）総評（まとめ）

・全体として自己検査・立入調査ともに不適合件数と指導件数は少なく、減少傾向にあることから、制度の理解が進むと共に、各事業所ともおおむね適切な運営を行っているといえる。

・自己検査と立入調査で指摘件数の乖離が大きい項目は、事業所の制度理解が十分ではない項目と考えられる。

・指摘件数の乖離が大きい項目は、職員配置等、児童の安全・安心に関わる項目であるため、研修や監査の機会をとらえ、引き続き、事業所の制度理解が進んでいない項目について、情報提供・支援を行っていく。

資料８

令和7年度監査結果

【自己検査結果】指導監督基準に適合していない項目※括弧内は令和６年度の数値

	項目	放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
第１	**開所時間及び開所日**				
(1)	【その他届出事業所のみ回答】 届出上、学校の授業の休業日は１日につき８時間以上、学校の授業の休業日以外の日は１日につき３時間以上開所している。			2か所 （3か所）	2か所 （3か所）
(2)	１年につき250日以上開所予定である。	2か所 （0か所）	4か所 （2か所）	4か所 （5か所）	10か所 （7か所）
第２	**放課後児童支援員等の数及び資格**				
(1)	【その他届出事業所のみ回答】 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。			0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を２人以上（内、１人を除き補助員でも可）配置している。	17か所 （12か所）	1か所 （1か所）	1か所 （1か所）	19か所 （14か所）
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して１年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの（以下「放課後児童支援員のみなし適用職員」）を含む。）である。	3か所 （3か所）	6か所 （11か所）	1か所 （0か所）	10か所 （14か所）
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。	0か所 （0か所）	1か所 （3か所）	0か所 （0か所）	1か所 （3か所）
第３	**放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積**				
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	9か所 （13か所）	1か所 （2か所）	0か所 （0か所）	10か所 （15か所）
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	2か所 （3か所）			2か所 （3か所）
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	8か所 （8か所）	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	8か所 （9か所）
(4)	【放課後キッズクラブのみ回答】 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	7か所 （7か所）			7か所 （7か所）
(5)	採光及び換気が確保されていること。	1か所 （2か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （2か所）
(6)	衛生が確保されていること。	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(7)	専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65㎡以上である。	3か所 （3か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	3か所 （3か所）
第４	**非常災害に対する措置**				
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	4か所 （6か所）	5か所 （2か所）	0か所 （0か所）	9か所 （8か所）
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	5か所 （4か所）	4か所 （5か所）	0か所 （0か所）	9か所 （9か所）
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	1か所 （1か所）	2か所 （5か所）	1か所 （2か所）	4か所 （8か所）
(4)	非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年２回以上実施している。	20か所 （12か所）	17か所 （23か所）	1か所 （3か所）	38か所 （38か所）
第５	**安全計画の策定と措置**				
(1)	利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。	8か所 （6か所）	5か所 （14か所）	0か所 （0か所）	13か所 （20か所）
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に（年１回以上）研修及び訓練を実施している。	8か所 （22か所）	17か所 （23か所）	0か所 （1か所）	25か所 （46か所）
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	18か所 （20か所）	17か所 （37か所）	0か所 （1か所）	35か所 （58か所）

令和7年度監査結果

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
第６	**業務継続計画の策定と措置**				
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	14か所 （13か所）	13か所 （33か所）	0か所 （0か所）	27か所 （46か所）
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施している。	11か所 （27か所）	29か所 （65か所）	0か所 （1か所）	40か所 （93か所）
第７	**育成支援**				
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	2か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	2か所 （1か所）
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0か所 （0か所）	3か所 （1か所）	2か所 （2か所）	5か所 （3か所）
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）	0か所 （1か所）
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	5か所 （8か所）	6か所 （14か所）	0か所 （4か所）	11か所 （26か所）
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	1か所 （3か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （3か所）
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	0か所 （1か所）	2か所 （1か所）	0か所 （0か所）	2か所 （2か所）
(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	1か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （1か所）
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	1か所 （2か所）	2か所 （3か所）	0か所 （0か所）	3か所 （5か所）
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	5か所 （5か所）	5か所 （4か所）	0か所 （0か所）	10か所 （9か所）
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(13)	利用者の通学する学校と連携している。	1か所 （1か所）	4か所 （4か所）	1か所 （1か所）	6か所 （6か所）
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	2か所 （3か所）	15か所 （12か所）	1か所 （4か所）	18か所 （19か所）
第８	**おやつ等の提供**				
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	7か所 （16か所）	1か所 （2か所）	0か所 （0か所）	8か所 （18か所）
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	6か所 （3か所）	6か所 （20か所）	2か所 （1か所）	14か所 （24か所）
第９	**健康管理・衛生管理・安全確保**				
(1)	職員の健康診断を行っている。（採用時及び年１回）	16か所 （20か所）	38か所 （44か所）	1か所 （1か所）	55か所 （65か所）
(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月１回検便を実施している。	1か所 （0か所）	20か所 （31か所）	0か所 （0か所）	21か所 （31か所）
(3)	必要な医薬品（医薬部外品等）、その他の医療品を備えている。	1か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （1か所）
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。	12か所 （19か所）	20か所 （32か所）	0か所 （2か所）	32か所 （53か所）
(5)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）

令和7年度監査結果

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	4か所 (0か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	5か所 (1か所)
(7)	施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めている。	1か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	1か所 (2か所)
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	4か所 (0か所)	1か所 (2か所)	0か所 (0か所)	5か所 (2か所)
(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	15か所 (21か所)	15か所 (18か所)	0か所 (0か所)	30か所 (39か所)
第10　利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	3か所 (2か所)	2か所 (3か所)	0か所 (1か所)	5か所 (6か所)
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	0か所 (8か所)	2か所 (4か所)	0か所 (1か所)	2か所 (13か所)
第11　要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決め、苦情対応の解決手続きについて、利用者に対して周知している。	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	0か所 (0か所)	2か所 (1か所)	0か所 (0か所)	2か所 (1か所)
第12　備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	2か所 (2か所)	2か所 (3か所)	0か所 (0か所)	4か所 (5か所)
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	0か所 (0か所)	1か所 (2か所)	0か所 (0か所)	1か所 (2か所)
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	1か所 (0か所)	2か所 (0か所)	0か所 (0か所)	3か所 (0か所)
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	3か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	3か所 (0か所)
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	1か所 (1か所)	2か所 (3か所)	0か所 (0か所)	3か所 (4か所)
(6)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。	5か所 (1か所)	7か所 (9か所)	0か所 (2か所)	12か所 (12か所)

令和7年度監査結果

【立入調査結果】口頭指導を実施した項目※括弧内は令和６年度の数値

	項目	放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
第１	**開所時間及び開所日**				
(1)	【その他届出事業所のみ回答】 届出上、学校の授業の休業日は１日につき８時間以上、学校の授業の休業日以外の日は１日につき３時間以上開所している。			1か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(2)	１年につき250日以上開所予定である。	1か所 （0か所）	1か所 （0か所）	0か所 （1か所）	2か所 （1か所）
第２	**放課後児童支援員等の数及び資格**				
(1)	【その他届出事業所のみ回答】 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。			1か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を２人以上（内、１人を除き補助員でも可）配置している。	5か所 （6か所）	4か所 （11か所）	0か所 （1か所）	9か所 （18か所）
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して１年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの（以下「放課後児童支援員のみなし適用職員」）を含む。）である。	2か所 （1か所）	5か所 （4か所）	0か所 （1か所）	7か所 （6か所）
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。	0か所 （0か所）	4か所 （4か所）	0か所 （0か所）	4か所 （4か所）
第３	**放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積**				
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	0か所 （0か所）			0か所 （0か所）
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(4)	【放課後キッズクラブのみ回答】 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	0か所 （0か所）			0か所 （0か所）
(5)	採光及び換気が確保されていること。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(6)	衛生が確保されていること。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(7)	専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65㎡以上である。	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
第４	**非常災害に対する措置**				
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	4か所 （3か所）	4か所 （3か所）	0か所 （0か所）	8か所 （6か所）
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	5か所 （3か所）	3か所 （3か所）	0か所 （0か所）	8か所 （6か所）
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	3か所 （4か所）	2か所 （3か所）	0か所 （1か所）	5か所 （8か所）
(4)	非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年２回以上実施している。	6か所 （5か所）	8か所 （10か所）	2か所 （1か所）	16か所 （16か所）
第５	**安全計画の策定と措置**				
(1)	利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。	1か所 （0か所）	2か所 （6か所）	1か所 （0か所）	4か所 （6か所）
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に（年１回以上）研修及び訓練を実施している。	3か所 （3か所）	4か所 （6か所）	0か所 （0か所）	7か所 （9か所）
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	1か所 （2か所）	2か所 （7か所）	0か所 （0か所）	3か所 （9か所）

令和7年度監査結果

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
第６	**業務継続計画の策定と措置**				
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	12か所 （27か所）	15か所 （24か所）	0か所 （0か所）	27か所 （51か所）
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施している。	7か所 （27か所）	14か所 （32か所）	0か所 （0か所）	21か所 （59か所）
第７	**育成支援**				
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0か所 （0か所）	2か所 （0か所）	2か所 （0か所）	4か所 （0か所）
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	2か所 （1か所）	3か所 （2か所）	0か所 （0か所）	5か所 （3か所）
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	0か所 （1か所）	0か所 （3か所）	0か所 （0か所）	0か所 （4か所）
(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	0か所 （1か所）	1か所 （2か所）	1か所 （0か所）	2か所 （3か所）
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	5か所 （8か所）	2か所 （5か所）	0か所 （0か所）	7か所 （13か所）
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	1か所 （0か所）	1か所 （2か所）	0か所 （0か所）	2か所 （2か所）
(13)	利用者の通学する学校と連携している。	0か所 （0か所）	2か所 （0か所）	0か所 （0か所）	2か所 （0か所）
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	5か所 （1か所）	7か所 （9か所）	0か所 （1か所）	12か所 （11か所）
第８	**おやつ等の提供**				
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	1か所 （1か所）	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	2か所 （1か所）
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	2か所 （1か所）	4か所 （7か所）	0か所 （1か所）	6か所 （9か所）
第９	**健康管理・衛生管理・安全確保**				
(1)	職員の健康診断を行っている。（採用時及び年１回）	7か所 （16か所）	19か所 （22か所）	1か所 （1か所）	27か所 （39か所）
(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月１回検便を実施している。	1か所 （2か所）	6か所 （10か所）	0か所 （0か所）	7か所 （12か所）
(3)	必要な医薬品（医薬部外品等）、その他の医療品を備えている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。	8か所 （9か所）	11か所 （8か所）	0か所 （0か所）	19か所 （17か所）
(5)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）

令和7年度監査結果

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	8か所 （21か所）	12か所 （15か所）	0か所 （1か所）	20か所 （37か所）
(7)	施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	9か所 （23か所）	12か所 （15か所）	0か所 （1か所）	21か所 （39か所）
(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	7か所 （5か所）	9か所 （12か所）	0か所 （0か所）	16か所 （17か所）
第10　利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	0か所 （11か所）	5か所 （13か所）	0か所 （1か所）	5か所 （25か所）
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	6か所 （8か所）	1か所 （5か所）	0か所 （0か所）	7か所 （13か所）
第11　要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決め、苦情対応の解決手続きについて、利用者に対して周知している。	0か所 （0か所）	1か所 （3か所）	0か所 （0か所）	1か所 （3か所）
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
第12　備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	1か所 （1か所）	0か所 （2か所）	0か所 （0か所）	1か所 （3か所）
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	1か所 （2か所）	6か所 （3か所）	0か所 （0か所）	7か所 （5か所）
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	3か所 （1か所）	3か所 （1か所）	0か所 （0か所）	6か所 （2か所）
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
(6)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。	3か所 （7か所）	2か所 （20か所）	2か所 （0か所）	7か所 （27か所）

令和7年度監査結果

【立入調査結果】文書指導を実施した項目※括弧内は令和６年度の数値

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
第１　開所時間及び開所日					
(1)	【その他届出事業所のみ回答】 届出上、学校の授業の休業日は１日につき８時間以上、学校の授業の休業日以外の日は１日につき３時間以上開所している。			0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(2)	１年につき250日以上開所予定である。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
第２　放課後児童支援員等の数及び資格					
(1)	【その他届出事業所のみ回答】 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。			0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を２人以上（内、１人を除き補助員でも可）配置している。	17か所 （15か所）	12か所 （13か所）	1か所 （1か所）	30か所 （29か所）
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して１年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの（以下「放課後児童支援員のみなし適用職員」）を含む。）である。	2か所 （1か所）	1か所 （3か所）	1か所 （0か所）	4か所 （4か所）
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。	0か所 （2か所）	5か所 （1か所）	1か所 （1か所）	6か所 （4か所）
第３　放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積					
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	0か所 （0か所）			0か所 （0か所）
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(4)	【放課後キッズクラブのみ回答】 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	0か所 （0か所）			0か所 （0か所）
(5)	採光及び換気が確保されていること。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(6)	衛生が確保されていること。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(7)	専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65㎡以上である。	0か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （1か所）
第４　非常災害に対する措置					
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(4)	非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年２回以上実施している。	1か所 （1か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （1か所）
第５　安全計画の策定と措置					
(1)	利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。	9か所 （5か所）	5か所 （6か所）	0か所 （0か所）	14か所 （11か所）
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に（年１回以上）研修及び訓練を実施している。	5か所 （6か所）	5か所 （7か所）	0か所 （0か所）	10か所 （13か所）

令和7年度監査結果

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	9か所 (5か所)	4か所 (7か所)	0か所 (0か所)	13か所 (12か所)
第６　業務継続計画の策定と措置					
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施している。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
第７　育成支援					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	1か所 (1か所)	1か所 (2か所)	0か所 (0か所)	2か所 (3か所)
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)
(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	1か所 (0か所)	1か所 (2か所)	0か所 (0か所)	2か所 (2か所)
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(13)	利用者の通学する学校と連携している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
第８　おやつ等の提供					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
第９　健康管理・衛生管理・安全確保					
(1)	職員の健康診断を行っている。（採用時及び年１回）	5か所 (7か所)	10か所 (6か所)	0か所 (0か所)	15か所 (13か所)
(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月１回検便を実施している。	0か所 (0か所)	4か所 (1か所)	0か所 (0か所)	4か所 (1か所)
(3)	必要な医薬品（医薬部外品等）、その他の医療品を備えている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)

令和7年度監査結果

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(5)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(7)	施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	6か所 （8か所）	11か所 （13か所）	2か所 （0か所）	19か所 （21か所）
第10　利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	0か所 （0か所）	1か所 （5か所）	0か所 （1か所）	1か所 （6か所）
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
第11　要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決め、苦情対応の解決手続きについて、利用者に対して周知している。	0か所 （2か所）	1か所 （5か所）	0か所 （0か所）	1か所 （7か所）
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
第12　備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	0か所 （2か所）	2か所 （2か所）	0か所 （0か所）	2か所 （4か所）
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	0か所 （1か所）	2か所 （0か所）	0か所 （0か所）	2か所 （1か所）
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）	0か所 （0か所）	1か所 （0か所）
(6)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）	0か所 （0か所）

CITY OF YOKOHAMA

資料9

保育所等における虐待担当部会の概要

こども青少年局保育・教育支援課/保育・教育運営課

2026年３月18日

横浜市

1　保育所等における虐待担当部会 設置の経緯と概要

1　設置の経緯

■児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待について、通報が義務化されました。

■併せて、虐待通報を受けた自治体は、自治体が行った措置の内容について児童福祉審議会へ報告することとされ、また都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定も新たに設けられました。

■これを受け横浜市では、横浜市児童福祉審議会の部会として本件を所掌する「保育所等における虐待担当部会」を新たに設置しました。

児童福祉審議会組織図

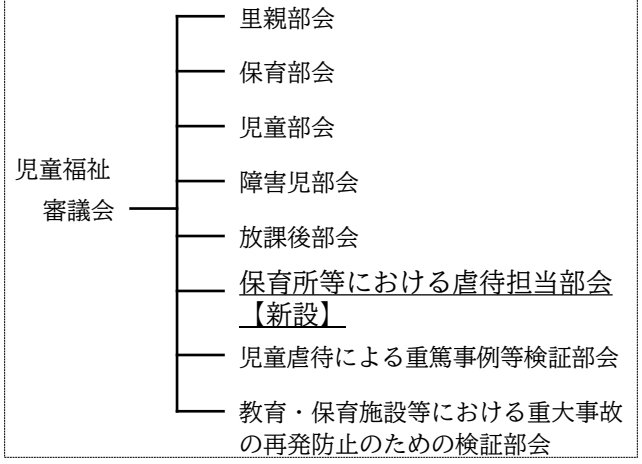

2　所掌事業

保育所等	認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業・横浜保育室・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・乳児等通園支援事業
その他	地域子育て支援拠点事業での一時預かり・放課後児童健全育成事業・妊婦等生活援助事業 寄り添い型生活支援事業（令和８年４月から）

＊児童養護施設等は児童部会が所掌。幼稚園、私学助成・施設給付型幼稚園型認定こども園、特別支援学校幼稚部は神奈川県所管。
＊今後、市の施策及び国の動向により、対象事業を追加する可能性あり。

1　保育所等における虐待担当部会 設置の経緯と概要

横浜市

3　報告項目

虐待件数の状況	通報受理、虐待非該当事案、虐待該当事案について、各件数をご報告します。
虐待非該当事案の概要	非該当と判断した経緯、理由等をご報告します。
虐待該当事案の詳細	事案の詳細と本市の講じた措置についてご報告します。

4　年間スケジュール

部会実施時期	報告する案件
毎年８月	通報受理後、事実確認を行い、４～６月に虐待該当/非該当の判断したもの。
毎年11月	通報受理後、事実確認を行い、７～９月に虐待該当/非該当の判断したもの。
毎年３月	通報受理後、事実確認を行い、10～12月に虐待該当/非該当の判断したもの。
毎年6月	通報受理後、事実確認を行い、１～３月に虐待該当/非該当の判断したもの。

資料10

令和７年度　放課後児童健全育成事業における虐待通報事案集計

（令和７年12月31日現在）

１　虐待通報案件の状況

通報件数	令和７年度 要対応件数 （Ａ＋Ｂ）	前年度以前 継続件数 （Ａ）	令和７年度 新規件数 （Ｂ）	虐待該当	非該当	判断不可	備考
１件	１件	０件	１件	１件	０件	０件	

２　虐待の状況

ア　虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
１件	０件	０件	０件

イ　こどもの性別

男子	女子
１件	０件

ウ　虐待を行った職員等の職種

管理者*1	放課後児童 支援員*2	補助員*3	事務員*2	送迎バス等の 運転手*2	その他職員	不明
０件	０件	０件	０件	１件	０件	０件

*1　施設長・副主任を指す。

*2　その他の職種を兼ねている場合も主に従事する職種の一つを計上。

*3　放課後児童支援員以外の職員